

業務委託契約書

契約書 No. TG 000000

締結日 2000年00月00日

甲：株式会社ターゲット
〒162-0808 東京都新宿区天神町2-2-3 ルート神楽坂 印
代表取締役 志川訓久

乙：●●●●株式会社
〒000-0000 東京都●●●●0-0-0 印
代表取締役 ●●●●

甲と乙は、業務委託に関して、以下の通り契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

乙は甲に対して、本契約に従って下記の業務を行うものとします。

業務内容

- 1) ●●●●●●●●
- 2) 上記に関わる発送業務全般

第2条 (定義)

- 1) 本契約において「業務」とは、甲が乙に委託する業務及び付随する業務全般を意味します。
- 2) 本契約において「秘密情報」とは、甲が乙に対して、特に秘密である旨を示して開示したすべての情報（但し、開示時にすでに公知の情報および開示後に乙の責めに帰すべからざる事由によって公知となった情報は除外される）、及び甲からの業務委託の過程で、乙が自ら作成した書類およびデータ類を意味します。
- 3) 本契約において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものおよび他の情報との照合により、特定の個人を識別できるものを意味します。

第3条 (業務の進行)

- 1) 乙は、業務の案件ごと甲と発注書等を交わし、甲と協議の上業務内容を打ち合わせし、この内容に沿って委託業務を進行しなければならないものとします。
- 2) 乙は、第1条の業務内容に定めのない細部の事項については甲の指示を受ける事とします。

第4条 (業務の提供条件)

- 1) 乙が、前条に定める委託業務進行をする時間帯は、祝祭日を除く月曜日～金曜日における乙所定の営業時間内とします。但し、祝祭日でない土曜日に関しては甲乙協議の上、委託業務進行日にできるとします。
- 2) 甲は、乙の業務進行環境、作業時間を確保し、物理的に委託業務を進行できる状態を確保します。
- 3) 火災、風水害、地震等の天災地変及びその他不可抗力に起因するデータの破損等に該当する場合、乙は、前条に定める業務進行の提供義務、及び業務終了済のデータの保管義務免れるものとします。

第5条 (秘密保持)

- 1) 乙は、次にあげる行為をしないこととします。
 - ① 秘密情報を第三者に漏洩すること
 - ② 秘密情報を知る必要のない乙の従業員等に秘密情報を知らせること
 - ③ 業務委託以外の目的のために秘密情報を利用すること
- 2) 秘密情報の廃棄等
乙は、甲との業務委託契約が終了した場合、甲から開示された秘密情報はすみやかに廃棄するものとします。

3) 秘密保持義務の存続

乙の秘密保持義務は、甲乙の業務委託契約が終了した後も存続するものとします。

第6条（個人情報）

1) 個人情報の安全管理

乙は、甲との業務委託の過程で提供を受け、または知り得た個人情報について、漏洩、滅失、毀損のないように、善良なる管理者としての注意義務をもって、適正かつ必要な措置を講じるものとします。

2) 目的外利用及び提供の制限

乙は、甲との業務委託の過程で提供を受け、または知り得た個人情報を業務委託の目的にのみ利用するものとし、業務委託契約中はもとより、契約の解除又は終了した後といえども、他者に提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用しないものとします。

3) 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承諾があるときを除き、業務委託の過程で甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しないものとします。

4) 再委託

乙は、甲の承諾なき限り、甲との業務委託を第三者に再委託することはできないものとします。甲が、再委託を承諾する場合、甲は、個人情報の保護について自ら必要な措置を講じ、また乙及び再委託先に対して、適切な指示を行うものとします。

5) 報告義務

乙は、甲から提供を受け、または知り得た個人情報の取扱状況について、定期（甲との取決めによる）に甲に対して、報告する義務を負うものとします。

また、乙は個人情報に関する事件又は事故が発生した場合、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けるものとします。

6) 調査・確認

甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する個人情報の取扱い状況、及び本契約の遵守状況について、随時調査及び確認をすることができるものとします。

7) 個人情報保護義務の存続

乙の個人情報保護義務は、甲乙の業務委託契約が終了した後も存続するものとします。

第7条（データファイル等の保管義務及び目的外転用の禁止）

1) 乙は甲からの業務委託の過程で制作したデータファイル等の保管義務は3年間とします。

2) 甲は、乙から本業務委託に関するデータファイルの引渡しを受けた後は、善良な管理者としての注意義務をもって、当該データファイル及びデザインを保管し、指定目的以外への転用等によって、乙の著作権、制作権を侵害することがないように十分に配慮を行うものとします。但し、甲乙間で別途契約締結により著作権、制作権の譲渡賃借がある場合は、この限りではないものとします。

第8条（直接委託の禁止）

1) 乙は、甲の取引先に直接作業の請負・その他取引先の売りこみ等の営業行為をしてはならないものとします。甲はその事実関係が明らかになった場合は、乙に対して損害賠償を請求できるものとします。

第9条（契約期間）

1) 本契約期間は、**2000年00月00日迄**とします。

2) 本契約期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

3) 甲または乙は、本契約期間中といえども、相手方に対して2ヶ月以上前に書面で通知することにより本契約の全部または一部を解約することができるものとします。

第10条（業務委託料金等）

1) 乙は、原則として甲の発注書等に従い、委託業務を完了した後に、甲に対して業務委託料金の請求を行うことが出来るものとします。但し、甲乙間で別途、業務委託料金の支払時期を定めた場合および第12条に該当する場合には委託業務完了前においても請求権が発生するものとします。

2) 甲は、委託業務完了後に正当な理由なく納品後に業務委託料金の変更を請求することはできないものとします。

- 3) 業務委託料金の支払は下記の特約がある場合を除き、原則として委託業務が完了した日の翌月末日限り、乙が甲の事務所内での集金をもって行うか甲が乙の指定口座に振込送金をもって行うものとします。乙は委託業務完了後、遅滞なく甲に対して、業務委託料金に関する請求書を発行するものとします。

(業務委託料金の支払に関する特約)

振込手数料は乙の負担とする

第11条 (消費税等)

乙は、業務委託料金、及び本契約に基づくその他すべての甲の金銭債務に消費税等を加算して甲に請求します。乙が請求する消費税等は、本契約に基づき乙が発行する請求書に記載する業務委託料金その他甲の金銭債務の合計金額に基づき計算(円未満は切捨)するものとします。

第12条 (契約終了時の清算)

甲の通知に基づく解約、本契約第14条第1項に該当する場合等、甲の事情に起因して本契約がその契約期間の満了前に終了した場合、乙は、受領済の前払料金が発生している場合これを返済する義務を負わないものとします。

第13条 (個別案件の解約)

甲の通知に基づく個別案件の仕掛り状態での解約等、甲の事情に起因して個別案件が仕掛り状態で終了した場合、乙は、仕掛り分の料金に消費税等を加算して甲に請求し、甲は、第9条第1項で定めた支払日に、振込送金にて乙に支払うものとします。

第14条 (損害賠償)

- 1) 乙が、その責に帰すべき事由により委託業務の処理に関し、甲または第三者に損害を与えたときは、甲乙は協議し、乙に対して、業務委託料金を上限として損害の賠償を請求することが出来ることとします。
- 2) 乙の責めに帰すべき事由によって秘密の保持ができず、甲が損害を被った場合、又は甲の責めに帰すべき事由によって、乙制作のデータファイル、デザインが目的外に転用され、乙が損害を被った場合、甲乙は協議し、それぞれに対して、損害の賠償を請求することが出来ることとします。但し、別途契約締結により著作権、制作権の譲渡賃借がある場合は、この限りではないものとします。
- 3) 乙が、本契約に違反した結果、個人情報漏洩、滅失、毀損、目的外利用され、個人の権利利益又は甲の利益が害された場合、乙は、その損害について賠償の責任を負うこととします。

第15条 (期限の利益の喪失)

甲が、各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対して負担する一切の債務についての期限の利益を失い、即時に履行する義務を負うものとします。

- ① 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、会社更生手続の申立または公租公課の滞納処分のいずれかの事由が生じたとき
- ② 手形または小切手の不渡り等、信用を著しく失墜する事由が生じたとき

第16条 (反社会的勢力の排除に関する特約)

- 1) 甲、乙は、その相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - ④ 本契約期間中に、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2) 甲、乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができます。

①前項①または②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

②前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

③前項④の確約に反した行為をした場合

3) 前項の規定により本契約が解除された場合は、解除された者は、その相手方に対し、違約金（損害賠償額の予定）として1,000,000円を支払います。

4) 第2項の規定により本契約が解除された場合は、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。

5) 第2項の規定により本契約が解除された場合の違約金については、第2項、第3項及び前項の規定によるものとし、14条は適用しません。

第17条（合意管轄）

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第18条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときには、信義に基づき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

特記事項

特になし

以上、本契約終結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通宛保有します。